

○ 勤務時間・休日

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで 1日 7時間45分 1週間 38時間45分
休日	1 国民の祝日 2 年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)等
週休日	公社勤務職員 : 日曜日及び土曜日 交代制等勤務職員: 4週間毎の期間について8日

○ 休暇制度

休暇名	付与日数	概要	
年次有給休暇	1年の付与20日	翌年に限り20日を限度として繰越可 年の途中で採用された者は採用月に応じて付与	
療養休暇	必要と認められる期間 (勤務年数、内容により有給)	負傷、疾病のため療養の必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	
特別 休暇	公事休暇	必要と認められる期間	選挙権、その他公民としての権利行使の休暇
	事故休暇	必要と認められる期間	交通事故、災害等により勤務できない時の休暇
	結婚休暇	6日	結婚する場合で必要と認められる行事等を行うための休暇
	忌引	1～10日	親族が死亡した場合、勤務しないことが相当と認められる場合の休暇
	産前休暇	出産予定日以前8週間以内	妊娠中及び出産後を通じて引き続き16週間以内の休養として与えられる休暇
	産後休暇	出産日の翌日から8週間以内	
	妊娠等通院休暇	妊娠23週までは4週間に1日、24週以降産前休暇の前日までは2週間に1日、産後休暇後は1日	母子保健法に基づく健康診査又は保健指導を受けるための休暇
	生理休暇	必要な期間(2日以内有給)	生理日の勤務が著しく困難な場合の休養として与えられる休暇
	出産介護休暇	出産予定日の前後4週間に2日	配偶者の出産に当たり、介護を必要とする場合の休暇
	妊娠中通勤緩和休暇	1日60分限度	妊娠中に胎児の健全な発達等を阻害するおそれがある時に交通混雑を避けるための休暇
	夏季休暇	5日	夏季の期間(7月1日～9月30日)の心身のリフレッシュ等のための休暇
	子ども看護休暇	10日以内(子1人につき5日限度)	小学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護(負傷・疾病)を行うための休暇
	育児参加休暇	出産日翌日から8週間の範囲内で5日以内	配偶者の産前産後の期間中に、出産に係る子又は上の子の養育等を行うことで、配偶者の負担軽減を図るとともに育児参加のきっかけとしていくための休暇

○ 給料・諸手当

職員の給料、諸手当は以下のものがあります。

給料・手当名称	概要
給料	各職員の職務に応じ給料表より給料月額が決定されます
扶養手当	扶養親族を有する職員に対して支給される手当です
住居手当	住居費の負担を勘案して支給される手当です
地域手当	民間における賃金、物価及び生計費等の事情を考慮して支給される手当です
通勤手当	通勤のために要する運賃等の実費弁償を趣旨として支給される手当です
管理職手当	職務に応じ支給される手当です
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えた勤務を命じられた職員や休日に勤務を命じられた職員に対して、その勤務時間に応じて支給される手当です
期末手当	民間における賞与等の特別給に相当するものとして支給される手当です
勤勉手当	期末手当…在職期間に応じて支給されます 勤勉手当…勤務成績に応じて支給されます